

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人名					事 業 年 度 平 成 年 月 日 から 平 成 年 月 日 まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑮若しくは⑯ (⑮×別表5の2の2⑩/同表⑮)	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人									
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑮-同表⑩)/同表⑮	⑬	%
差引 ⑤-⑥	⑦						非課税事業をあわせて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑮) 又は (⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業 者数	⑭	人
再差引 ⑦-⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従 業員数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係						法附則第9条第1項関係							
資本金等の額 別表5の2下表3⑭	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1⑭	⑮	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑰						法附則第9条第1項に係る額 ⑮×2	⑯					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑱						法附則第9条第4項から第7項関係						
仮計 ⑬+⑰-⑱	⑲						月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑲-⑲)	⑳	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1⑭	⑳						課税標準の特例に係る控除割合	㉑					
資本準備金の額	㉑						未収金の帳簿価額	㉒				円	
仮計 ⑳+㉑	㉒						総資産価額	㉓					
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉓						課税標準の特例に係る控除額 (㉓×㉑)又は(㉓×㉒/㉓)	㉔	兆	十億	百万	千	円

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従 業員数	㉕	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉕/㉖	㉑						期末の総従業員数	㉖	
差引 ⑳-㉑	㉒						非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉒×㉗/㉘	㉓						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉗	人
控除額計 ㉑+㉓	㉔						国内における事務所又は事業所の期末の従 業員数	㉘	